申請法務局　大阪
1　尾島　直人　2　前橋　新吾
3　平野　和昭　4　綿谷　茂則
5　橋本　徹也　6　芋縄　康弘
申請法務局　京都
2　吉見　康二　3　南田　真一
4　安東　尚美　5　目片　俊之
6　押村　征治　7　衣川　元七
8　朝比奈　諒　9　奥野　法隆
10　桝田　真孝
申請法務局　神戸
1　山住　正　2　城戸　文昭
3　髙橋　宏成　4　岸本　邦裕
申請法務局　奈良
1　松岡　芳明　2　中泉　成実
3　宇佐美恭平　4　薄出　茂
申請法務局　大津
1　北川　善之　2　佐々木敦巳
3　平沼　康宏　4　安村　昌訓
申請法務局　和歌山
1　谷口　武大
申請法務局　名古屋
1　大高　英志　2　小松　尚文
3　石川　直哉　4　田中　紀昌
5　中津川翔紀　6　古川　和義
7　磯西　亮佑
申請法務局　津
1　松林　秀典　2　東　忍
3　諸岡　佳澄
申請法務局　福井
1　木野　隆二
申請法務局　金沢
1　中嶋　武司　2　南　雅之
3　加惠田　信　4　寺崎　壱
申請法務局　富山
1　吉田　勇一　2　石丸　等
3　松田　将宏
申請法務局　広島
1　米中　庸裕　2　小野真紀子
3　福井　愛子　4　山根　毅
5　山本　康介
申請法務局　山口
1　木下　修治　2　西村　暢夫
申請法務局　鳥取
1　國米　剛

申請法務局　福岡
1　河合　和秀　2　吉永　剛
3　城戸　絵里　4　嶋田　繁喜
5　和田　政利　6　生島賢次郎
7　渡邊　義昭　8　三窪　了二
9　中村　昭彦
申請法務局　長崎
1　柴田　真宏　2　田口　博之
3　本田　将之　4　森　直明
5　松尾　剛
申請法務局　大分
1　諫本　源太　2　小野　浩信
3　後藤　紘一　4　有馬　遼
申請法務局　熊本
1　畑辺　裕美
申請法務局　鹿児島
1　武石　裕和　2　福元　智之
3　乾　悟
申請法務局　仙台
1　千葉　匡宏
申請法務局　福島
1　蜂谷　尚克　2　吉田　和広
3　鈴木　新子　4　渡邊　優
申請法務局　山形
1　山口　勝康
申請法務局　秋田
1　金子　純一
申請法務局　札幌
1　衣澤　拓也　2　佐藤　和央
申請法務局　函館
1　月館　元宏　2　山路　徹
申請法務局　釧路
1　毛利　安男
申請法務局　高松
1　岡崎　浩二　2　石井　敦雄
3　高尾　司　4　植木　諒
5　中島　仁　6　森脇　翔
7　冨岡　計孝　8　池田　武史
申請法務局　徳島
1　中尾　徳男　2　山岡　修
申請法務局　高知
1　藤原　浩寿　2　佐野　巧也
3　太田　聡　4　野口　和秀
5　濵口　輝幸　6　岡﨑　史朗
申請法務局　松山
1　益田　貴之　3　金寄　学
4　栗田　祥太

中部地方整備局公示

雲出川水系雲出古川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶について、当該船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者に対し、当該船舶を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成28年10月17日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　保管した船舶の名称又は種類及び数量　汽船１隻

2　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日時

⑴　保管した船舶の放置されていた場所　三重県津市雲出伊倉津町地先の一級河川雲出川水系雲出古川河川敷（左岸0.6km＋100m付近）

⑵　当該船舶を除却した日時　平成28年８月26日10時３分

3　当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該船舶の保管を始めた日時　平成28年８月26日10時53分

⑵　保管の場所　三重県津市久居寺町1225－７（雲出川出張所敷地内）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課　電話059―229―2218

告　示

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について、平成29年１月20日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、行政執行法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する行政執行法人をいう。記１において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区　域	委員区分	氏　名
東　日　本	使用者代表	本間　公子
西　日　本	使用者代表	島田　新一
		眞鍋　光輝

平成28年10月17日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有する者は、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は行政執行法人であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成28年11月21日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省労働基準局労働関係法課　（〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

別記様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体又は行政執行法人名

（代表者職氏名）　代表印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考